



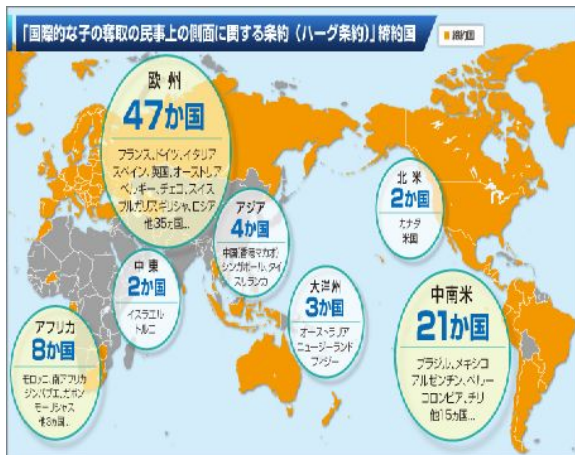
# ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) を知っていますか？



外務省

## ハーグ条約とは？

ハーグ条約は、国境を越えた子の連れ去りによって生ずる様々な子への悪影響から子を守るために、**原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力**について定めています。



※この条約は、1980年にハーグ国際私法会議において作成され、1983年に発効。(5月現在、締約国は87か国(米、加、全てのEU加盟国、タイ、シンガポール等)に達し、G8諸國中、日本のみが未締結。)

## 条約締結のメリットとは？

- 中央当局(※)間の国際協力の仕組みを通じ、**外国から子の返還を求めるための手続を迅速に行う**ことが可能になります。
- 子の連れ去りの発生を**未然に防止**することが期待されます。
- 国境を越えて所在する**親子の面会交流の機会の確保**に向けても中央当局による支援を受けることが可能になります。  
※条約上締約国に設置を義務付けられた政府の窓口

## 具体的には・・・

- 日本から**他の締約国への子の連れ去りについて、中央当局による支援を受けつつ、条約に基づいた返還手続をとることができる**ようになります。
- 条約未締結を理由とする我が国への子を伴う渡航制限の改善**が期待されます。

●ハーグ条約の締結については、国内に様々な意見があることも踏まえ、条約についての正しい理解の促進に努めるとともに、外部有識者等による詳細かつ広範な議論を踏まえて国内法の作成を行うなど、準備を進めてきました。

●日本政府は、条約及びそれを実施するための国内担保法を第180回通常国会に提出しました。

詳細は、外務省HP  
「わかる国際情勢(子の連れ去りをめぐる「ハーグ条約」と日本)」  
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol82/index.html>) をご覧ください。

